

様式フ第1号 申立書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

石川県労働委員会会長 様

申立人 〇〇労働組合
執行委員長 〇〇 〇〇

署名・押印は
不要です。

不当労働行為救済申立書

労働組合法第7条第〇号違反について、労働委員会規則第32条の規定により、下記のとおり申し立てます。

記

住 所 石川県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
申立人 氏 名 〇〇労働組合
執行委員長 〇〇 〇〇
電話番号 076-〇〇〇-〇〇〇〇

住 所 石川県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号
被申立人 氏 名 〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇
電話番号 076-〇〇〇-〇〇〇〇

請求する救済の内容

【不利益取扱い等（労働組合法第7条第1号）の場合】

被申立人は、〇〇〇〇に対して行った令和〇年〇〇月〇〇日付けの解雇処分を取り消し、現職に復帰させ、解雇から現職復帰に至るまでの間、同人に対して支払われるはずであった賃金相当額を支払わなければならない。

【団体交渉拒否（労働組合法第7条第2号）の場合】

被申立人は、令和〇年〇〇月〇〇日に申立人から申し入れた年末一時金についての団体交渉に誠意をもって応じなければならない。

【支配介入等（労働組合法第7条第3号）の場合】

被申立人は、申立人組合員に対し、組合への脱退を勧奨するなどして同組合の運営に支配

介入してはならない。

【報復的不利益取扱い（労働組合法第7条第4号）の場合】

申立人は、申立人組合が令和〇年〇〇月〇〇日に石川県労働委員会に不当労働行為の救済申し立てをしたことを理由に、同組合の定期昇給を停止してはならない。

【ポスト・ノーティス（謝罪文等の掲示）を求める場合（各号共通）】

被申立人は、「申立人組合に対する不利益取扱いと支配介入の非を認めて陳謝し、今後このようなことをしないと誓約する」旨の文書を申立人に交付するとともに、縦〇メートル、横〇メートル以上の白紙に明記し、被申立人本社の正門玄関に〇日間掲示しなければならない。

不当労働行為を構成する具体的事実

1 当事者

（申立人については、結成年月日、組合員数、上部団体等を、被申立人については、事業内容、従業員数等を記載してください。）

2 本件不当労働行為及びその背景（経緯）

【不利益取扱い等（労働組合法第7条第1号）の場合】

（不利益取扱いのあった年月日、その理由及び不利益取扱いされた者の組合活動が不利益取扱いの理由であるという事実とその主張を記載してください。）

【団体交渉拒否（労働組合法第7条第2号）の場合】

（団体交渉を申し入れた年月日、交渉事項並びに使用者が団体交渉を拒否した年月日及びその理由を記載してください。）

【支配介入等（労働組合法第7条第3号）の場合】

（使用者が労働組合の運営に支配介入した事実を、いつ、誰が、どこで、誰にどのようにしたかを記載してください。）

【報復的不利益取扱い（労働組合法第7条第4号）の場合】

（不利益取扱いのあった年月日、その理由及び不利益取扱いされた理由が不当労働行為の救済申し立てをしたこと等であるという事実とその主張を記載してください。）

3 結論（法律上の根拠）

以上の事実のとおり、被申立人の行為は、労働組合法第7条第〇号に該当する不当労働行為であるので、労働委員会規則第32条により、本件申し立てを行う。

(記載上の注意)

1 申立人

- (1) 個人申立ての場合には、申立人欄には、申立人個人の住所、氏名を記入してください。
- (2) 代理人による申立ては認められないので、申立書には、申立人代表者又は申立人本人の氏名を記載してください。
- (3) 申立人組合が上部団体に加入している場合は、不当労働行為を構成する具体的事実の「1当事者」欄に、この点についても、記載してください。

2 被申立人

被申立人が個人経営者の場合には、被申立人欄にその住所、氏名を記入してください。

3 請求する救済の内容

この欄には、不当労働行為に対する原状回復の措置として使用者に求める事項を具体的に記載してください。

4 不当労働行為を構成する具体的事実

上記3の「請求する救済の内容」の原因となった事実を、行為の日時、内容等を特定して、できるだけ具体的に、かつ、簡潔、明確に記載してください。